

「人事院規則 14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」の一部改正案の概要

I 改正内容

(1) 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売に係る自営の範囲の見直し

① 不動産又は駐車場の賃貸について

自営の範囲に係る賃貸料収入の要件について、「不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額1,000万円以上である場合」に自営に該当することとなるよう改める。また、建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル以上である場合に上記賃貸料収入の要件を課すものとする。

② 太陽光電気の販売について

販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合に自営に該当することとなるよう改める。

(2) 承認基準の新設

職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等（職員の有する知識・技能をいかした事業）に係る自営を行う場合又は地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（社会貢献に資する事業）に係る自営を行う場合の承認基準について、以下の事項を定める。

- ・ 当該事業が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書を提出して行うものであること。
- ・ 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面（以下「事

業計画書等」という。)を作成して行うものであること。

- ・ 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- ・ 事業計画書等において週休日にのみ事業を行うこととされていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ・ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(3) その他

上記(2)の承認基準の新設に伴い、以下の改正を行う。

- ・ (2)の自営の承認は、2年を超えない期間について行うものとする。
- ・ 所轄庁の長等が承認に係る部内規程を定めることができる旨明記する。
- ・ 所轄庁の長等が、承認を受けた職員に対し、当該承認に係る事業について報告を求めることができる旨明記する。
- ・ 上記のほか、承認の状況に関する所轄庁の長等から人事院への報告事項や、申請書類その他承認の手續に関し必要な事項について定める。

II 施行期日

令和8年4月(予定)

以 上